

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行個）諮問第61号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行個）答申第31号）

事件名：本人に対する特定の補正依頼文書に関連し意思決定を行った際の決裁に係る文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「異議申立人の自宅に送付された特定の補正依頼文書に関連し、経済産業省が意思決定を行った際の決裁に係る文書一式（決裁文書そのもののみならず、当該意思決定に係る検討を行う際に作成・保有・利用・共有等を行った全ての文書を含む。）\*メール、メモ等文書の体裁は問わない。」に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「文書『保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について』（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件請求保有個人情報の開示請求に対し、平成28年2月26日付け20160128統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも関連する文書が存在する。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

今回、開示請求は、異議申立人には理解できない「利用停止請求」に係る補正依頼に係る意図等を確認するために行ったものであるが、開示された内容では意図等が確認できず、他にも関連する文書が存在してしかるべきと思われることから、開示すべき文書が存在しないかどうかを精査いただくため異議申立てを行うものである。

##### （2）意見書

調査統計グループの「関係者」は、これまでの他事件同様に「妥当」と主張しているが、異議申立人には本件に係る関係者の一連の行為が「妥当」だとは決して思えない。

公文書管理法が施行され、行政機関には意思決定に係る文書主義とい

う法律で明文化された義務が課せられていること。また、そもそも情報公開制度の請求書に係る補正の教示は行政機関側に課せられているということも認識しているとは思えない。

特定日付けで異議申立人の自宅に送付された補正依頼（書）は、審査会の答申を踏まえた取消通知と共に、他の3件の取消通知と（再）開示決定通知と同封され、事前の連絡も通知もなく、唐突に送られてきた。

しかも、特定日に異議申立人が諮問庁に提出し、その後、2回もの補正依頼を受入れ提出・受理された利用停止請求書の「原本」も同封されていた。

異議申立人の理解からすれば、この利用停止請求は、「形式的不備」の補正を受け、諮問庁に行政文書として受理され、審査会の審査を終え答申もお示しいただいた、既に完結した利用停止請求（書）である。

異議申立人は、異議申立人には理解できない補正依頼通知を確認後、直ちに平成27年4月に施行されたばかりの改正行政手続法に基づく書面の交付を求めた。しかしながら、本件を担当する鉱工業動態統計室長に対して、異議申立人が理解できない理由も示して、再三、書面の交付を要請したが、何ら諮問庁としての正式な書面の交付はなく、同補正通知に係る最終決裁権者である同グループの参事官に対しても同様の要請をしたがこちらも何らの反応すらなく、諮問庁には行政手続法に関する外部向けの窓口がないこともあり、致し方なく、大臣に直接、内容証明郵便を送り、考えられうる対抗措置を講じた。

結局、審査会の答申を踏まえて取り消されたはずの異議申立人の利用停止請求については、「当該事務に関する部門、職員以外に提供された事実は認められず」という、補正依頼には全く触れない、無関係かつ不明確な理由のみを示し不利用停止とする旨の決定通知が届いた。補正通知についての取り消した旨の通知や連絡もないままにである。もちろん、受理された時点で異議申立人の個人情報に係る行政文書として諮問庁内において適切な管理されていて然るべき原本も異議申立人の自宅に今も送られてきたまま放置されている。

このような一連の不可解・不適切な手続きが、行政機関として許されるならば、法はもちろん、およそ全ての法令に則った手続きの類いは、行政機関の身勝手な裁量のみで左右されかねないとの危惧すら感じる。

繰り返しになるが、異議申立人には関係者の一連の行為が「妥当」だとは思えない。これ以上の不可解な手続きは考えにくいと断じてもよいくらいに「不当・不適切」だと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

異議申立人が行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、

「文書『保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について』」に記載された本人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し，法18条1項の規定により，その全部を開示する旨の原処分を行った。

## 2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は，処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので，原処分の妥当性について検討する。

異議申立人は存在していてしかるべき他の行政文書が欠けている旨を主張するが，諮問庁は異議申立人の主張も踏まえ改めて本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の探索を行ったものの，本件対象個人情報として特定した本件文書以外の存在は確認できなかったことから，本件文書に記載された本人に係る保有個人情報を特定した原処分は妥当である。

## 3 結論

以上のとおり，本件異議申立てについては何ら理由がなく，原処分の正当性を覆すものではない。

したがって，本件異議申立てについては，棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月31日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月26日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月7日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

異議申立人は，本件文書以外にも本件請求保有個人情報が記録された文書が存在する旨主張し，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

本件対象保有個人情報の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，異議申立人に対する特定の補正依頼文書に関連し，経済産業省が意思決定を行った際に作成又は取得した文書は，特定の補正依頼に係る決裁書である本件文書が全てであり，本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していないとのことであった。

諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ，本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり，本件文書以外に本件請求保有個人情報が記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然，不合理とはいえず，他に本件請求保有個人情報

の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久